

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第 9 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成 23 年大阪広域水道企業団管理規程第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 19 条 （略）</p> <p><u>（単位時間）</u></p> <p><u>第 19 条の 2 条例第 20 条第 2 号の超過料金の算定に用いる単位時間は、1 時間とする。</u></p>	<p>第 19 条 （略）</p>

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。